

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(b) 守秘義務の取扱い

調査員は、訪問調査に当たり、事業所の運営内容等を知り得る立場にあることから、都道府県又は事業受託団体と調査員との間において、モデル調査事業実施に当たっての守秘義務に係る誓約書を取り交わすこととする。

また、誓約書の様式例を次のとおり示すので参考にされたい。

なお、本事業を委託により実施する都道府県にあつては、事業受託団体と委託契約上、守秘義務に関する定めを置くこととする。

(様式例)

誓 約 書

「介護サービス情報の公表」都道府県モデル調査事業における事業所の調査に当たり、次のとおり誓約します。

調査に携わったことにより知り得た次の情報について、当該事業を遂行する者以外の第三者に漏洩しないとともに、当該事業の目的以外に使用しない。

また、当該事業終了後においても同様とする。

- ・利用者及び家族の個人情報
- ・事業者の業務内容、経営内容等の情報
- ・その他、調査を通じて知り得た情報

平成 年 月 日

実施主体

代表者 殿

住所

調査員氏名 印

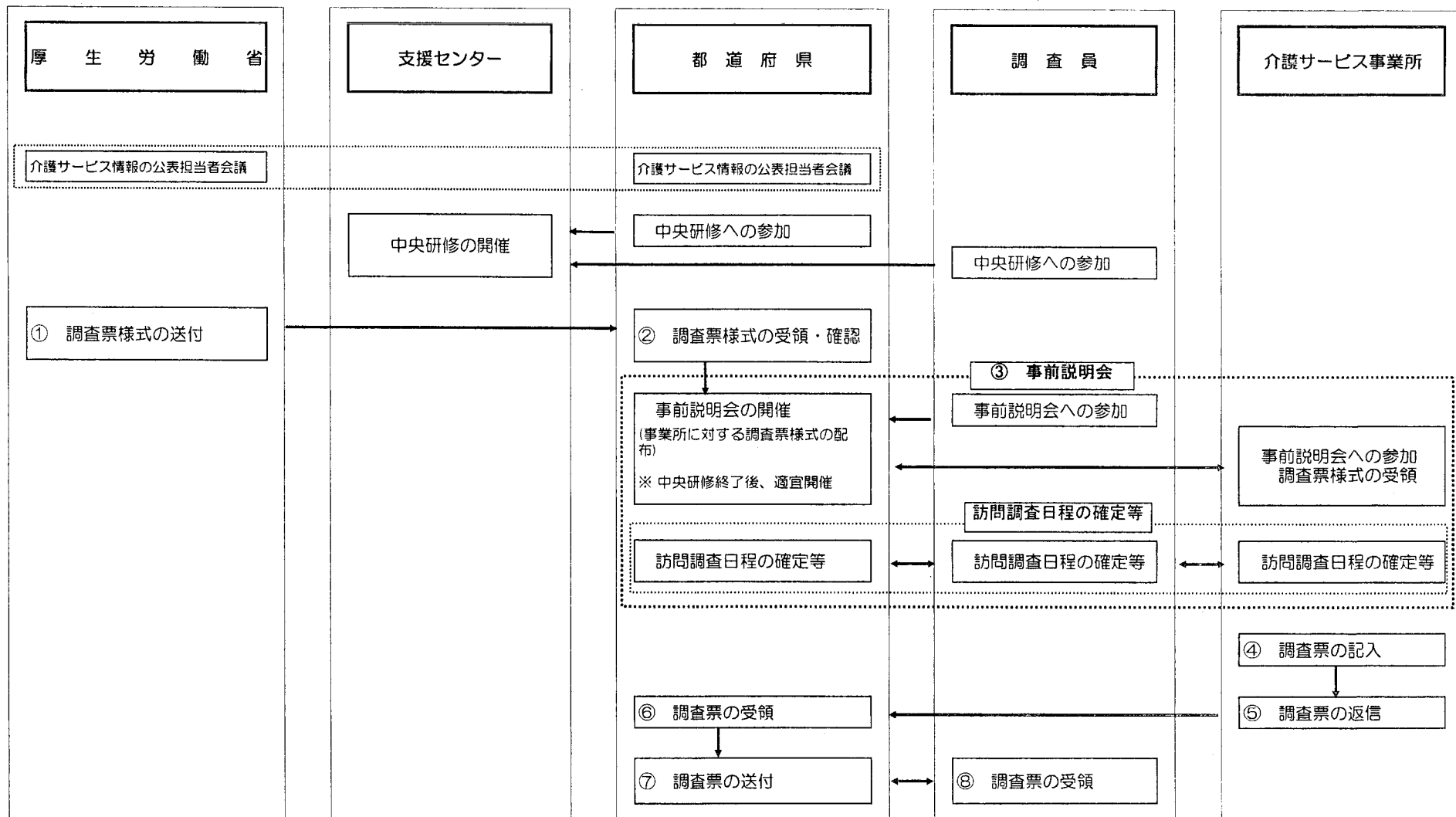
(c) モデル調査事業の実施要領（案）

モデル調査事業の流れ、実施要領（案）は、以下に示すとおりである。

(3) 都道府県モデル調査事業の流れ

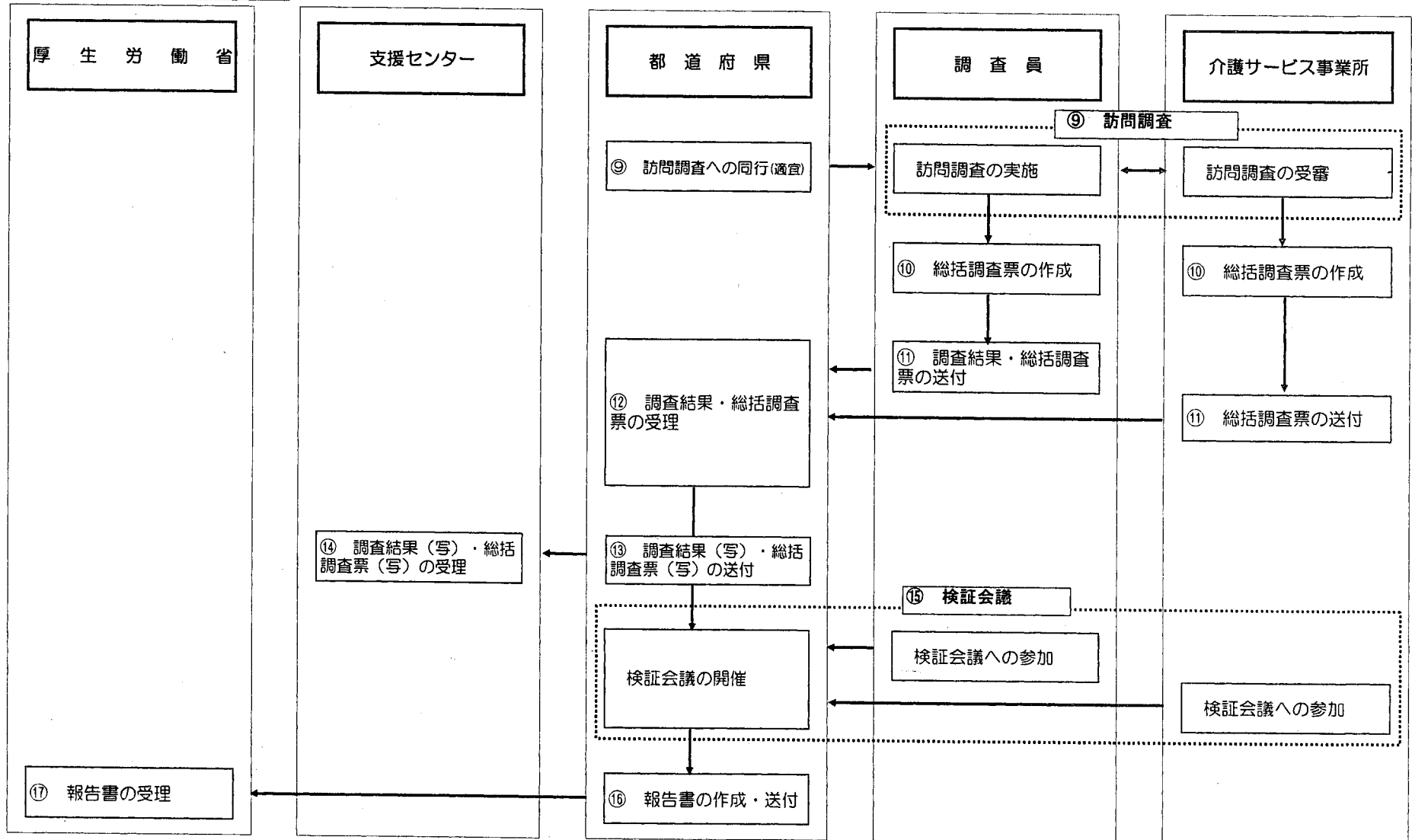
都道府県モデル調査事業の実施方法・手順

【モデル調査-1】



都道府県モデル調査事業の実施方法・手順

【モデル調査-2】



(3) モデル調査事業の実施要領（案）

スケジュール項目	実 施 内 容	留意点
モデル調査事業の目的	<p>利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容、訪問調査を行う調査員の構成、研修カリキュラム、実施体制等の検証を行うこと。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">中央研修への参加</div>	<p>1. 日程及び会場 日程及び会場については調整中。</p> <p>2. 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員の参加者数は、会場規模の都合により全サービスを通じて原則2名とする。 なお、事業を委託している場合は、受託団体の職員が都道府県職員と同行して差し支えないが、その場合であっても、合計2名以内とする。 ・中央研修修了者については、介護サービス情報公表センターから都道府県に対して研修修了者名簿が送付される。また調査員に対する修了証の交付を行う。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①調査票様式の送付</p> <p>②調査票様式の受領・確認</p> </div>	<p>1. 日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各サービス用調査票様式が完成次第、当職から都道府県に対して速やかに送付する。 <p>2. 手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票様式の送付 各調査票様式等は原則電子媒体にて送付する。(①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（調査員用）、④総括調査票（事業所用）⑤その他必要書類) ・調査票様式の受領・確認 都道府県は、調査票様式受領後速やかに確認し、受領した旨を当職宛に連絡する。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">③事前説明会の開</div>	<p>1. 内容</p> <p>事前説明会は、調査員及び事業所に対し、本モデル事業の趣</p>	

旨の徹底、理解の促進を図る観点からの説明を行うとともに、訪問調査の日程、段取り等を確認するために実施する。

2. 日程

- ・中央研修終了後、1日程度で実施する
- ・各サービス毎の開催、複数サービスをまとめて開催、全サービス同時開催等適宜開催して差し支えない。

3. 参加者

- ・調査員、事業者及び都道府県（及び事業受託団体）担当者等とする。

4. 手順

- ・必要書類の配布

（調査員）

- ・総括調査票（調査員用）
（基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、事業所が記入した後配布）
- ・委嘱状等（各都道府県の実情に応じて）
- ・守秘義務遵守に関する誓約書（様式例参照）
- ・その他（必要に応じて当職より送付する資料）

（事業所）

- ・調査票様式
（①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（事業所用））
- ・その他（必要に応じて当職より送付する資料）

- ・モデル事業の趣旨説明

中央研修会資料等に基づき、調査員及び事業所に対する「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的、モデル調査の趣旨・目的、内容等についての説明を行う。

- ・訪問調査日程の確定等

（事業所からの調査票の提出期限）

都道府県と事業所との間で、事業所が記入した基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票の提出期限を定めておく。（基本的に、事前説明会終了後、速やかな記入を依頼する。）

また、総括調査票（事業所用）は、訪問調査終了後速や

	<p>かに送付することとして定めておく。</p> <p>(訪問調査の日程調整) 訪問調査の日程調整は、関係者が一堂に会する事前説明会時に行っておくことが望ましい。 また、実際の訪問調査は事前説明会終了後から早い段階で適宜実施する。</p> <p>(調査員からの調査結果の提出期限) 基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、各訪問調査終了後速やかに都道府県へ送付することとして定めておく。 また、総括調査票（調査員用）については、各調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに送付することとして定めておく。</p> <p>(検証会議の日程調整) 検証会議の日程調整についても、事前説明会時に調整しておくことが望ましい。</p> <p>・調査結果の取扱い方法 調査員に対し、調査結果については（写）をとらず、全て都道府県へ提出させるよう徹底する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ④調査票の記入 ⑤～⑧調査票の送付等 </div>	<p>(実施手順)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票について自ら記入する。 ② 事業所は、調査票記入後、都道府県へ提出する。 ③ 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、事業所へ確認の上、都道府県において記入する。 ④ 都道府県は、事業所から提出された調査票について、各調査員用1部ずつ（合計2部）をコピーし、調査員へ送付する。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ⑨訪問調査の実施 </div>	<p>(実施手順)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各調査員による調査票の確認 	

	<p>② 調査員間の事前打ち合わせ 必要に応じて、調査員間でヒアリングの役割分担等の事前打ち合わせを行う。</p> <p>③ 訪問調査の実施 訪問調査は、中央研修の内容に即して実施する。</p> <p>④ 都道府県職員の訪問調査への同行 都道府県職員は、適宜訪問調査へ同行して差し支えない。</p>	
<p>⑩ 総括調査票の作成</p>	<p>(実施手順) 調査員及び事業所は、訪問調査終了後速やかに、各総括調査票を記入する。</p>	
<p>⑪ 調査結果・総括調査票の送付</p>	<p>(実施手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員 調査員は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票を都道府県へ送付する。 また、調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに総括調査票（調査員用）を都道府県へ送付する。 ・事業所 事業所は、訪問調査終了後速やかに、総括調査票（事業所用）を都道府県へ送付する。 	
<p>⑫ 調査結果・総括調査票の受理 ⑬ 調査結果（写）の送付</p>	<p>(実施手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員からの調査結果・総括調査票 ① 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、調査員へ確認の上、都道府県において記入する。 ② 都道府県は、調査員からの調査結果（基本情報項目調査票（写）、調査情報項目調査票（写）、総括調査票（写））を適宜取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。（介護サービス情報公表支援センターにおいて集計を行うこととしている。） ・事業所からの総括調査票 都道府県は、事業所からの総括調査票を8月末までに取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。 	

⑭検証会議の開催

1 内容

、調査結果及び課題を集約・整理し、事業主体の業務、実施体制、調査方法、調査員の構成、事業所情報公表項目案等の検証を行う。

2 日程

訪問調査終了後、各サービス毎の開催、複数サービス（類似サービス等）をまとめて開催等適宜実施する。

3 参加者

調査員、事業者、都道府県（及び事業受託団体）担当者等

4 資料

- ・基本情報項目調査票調査結果
- ・調査情報項目調査結果
- ・総括調査票（事業所用）調査結果
- ・総括調査票（調査員用）調査結果
- ・その他

5 手順

- ・事業所から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・調査員から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、実施体制、事業全体の運営等の問題点等を意見交換する。

平成20年度「介護サービス情報の公表」関係国庫補助事業について

介護保険事業費補助金 介護サービス適正実施指導事業 「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）

(1) 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査手法及び調査内容等の検証を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

(3) 事業内容

ア モデル調査事業

(ア) モデル調査の実施

① 調査対象

調査対象サービスは以下のとおりとする。

- a 療養通所介護
- b 特定施設入居生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- c 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- d 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- e 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- f 夜間対応型訪問介護
- g 小規模多機能型居宅介護
- h 認知症対応型共同生活介護
- i 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- j 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- k 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- l 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- m 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- n 介護予防小規模多機能型居宅介護
- o 介護予防認知症対応型共同生活介護
- p 介護予防支援

② 実施箇所数

調査対象サービス毎に複数箇所とする。

③ 調査対象事業所の選定

調査対象事業所は、別紙「調査対象事業所及び調査候補者選定基準」（以下、「選定基準」という。）により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定する

ものとする。

④ 実施方法

a 各調査対象事業所毎の調査体制

1 事業所当たり調査員 2 名 1 組で訪問調査を実施するものとする。

b 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね 1 日とする。

⑤ 調査様式

別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。

⑥ その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

(イ) モデル調査事業調査員の選定等

① モデル調査事業調査員候補者の選定

モデル調査事業調査員候補者は、別紙「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。

モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、原則として、制度施行後調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者とする。

また、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、原則 1 サービス当たり 4 名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

② 中央研修への派遣

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。

なお、今回の中央研修において、モデル事業対象サービスが多岐に渡ることを踏まえて、既に施行されている介護サービスと共通部分の公表項目に係る説明は割愛するものとする。

③ 事前説明会の開催

都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に對して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

(ウ) 都道府県検証会議の開催

① 内容

調査結果を集約・整理し、調査方法、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

② 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

③ 報告書の作成

報告書を作成し、9 月中旬迄に厚生労働省へ提出する。

(注) 調査後の調査票及び調査の集計結果については、検証会議の前の 8 月末迄に介護サービス情報公表支援センターに提出すること。

(4) 実施上の留意点

ア モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭

に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。

- イ 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

調査対象事業所及び調査員候補者選定基準 (案)

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
療養通所介護	<p>原則として、本制度の通所介護、訪問看護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護のいずれか又はすべての調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、訪問看護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護のいずれか又はすべての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・療養通所介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）	<p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。